

東浦町住宅リフォームヘルパーチーム設置要綱

(目的)

第1条 在宅の要援護老人及び身体障害者の日常生活の自立支援と介護者の負担軽減を図るための住宅改良に関する相談助言等を行うため、東浦町に住宅リフォームヘルパーチームを置く。

(職務)

第2条 住宅リフォームヘルパーチームの職務は、住宅改良に関する次のサービスの提供とする。

- (1) 家屋の構造、高齢者の身体状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行うこと。
- (2) 施工者との連絡調整を行うこと。
- (3) その他住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整を行うこと。

(構成員)

第3条 住宅リフォームヘルパーチームは、次に掲げる職種に該当する者によって構成する。

- (1) 福祉関係職種 介護支援専門員及び高齢者福祉及び障害者福祉を所管する課の担当職員
- (2) 保健医療関係職種 理学療法士又は作業療法士
- (3) 建築関係職種 建築士又は施工についての知識を有する者

2 町長は、前項に掲げる職種に該当する者であって、福祉に関し理解と熱意を有するものに住宅リフォームヘルパーを依頼するものとする。

(報償費の支払)

第4条 町長は、必要に応じ、予算の範囲内で報償費を支払うことができる。

(秘密保持)

第5条 住宅リフォームヘルパーは、職務上知りえた秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月25日から施行する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する